各委員からの統計法施行状況報告に関する意見 (国民経済計算関係部分)

- 財政統計の整備・・・・・・・・10
- ストック統計の整備・・・・・・・11

- 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

| [本文] | | 【今後の施策の方向性等についての基本的な考え方】 |
|---|--|---|
| ア 現状・課題等 | イ 取組の方向性 | (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書) |
| 国民経済計算は、一国全体の経済状況を鳥瞰する上で重要というだけでなく、各種経済統計を整合的に整備するための体系として位置付けることができる。 国民経済計算については、推計の枠組みとなる国際基準に準拠しつつ、分類体系との整合性を高めるととして、精度を決定的に左右する原則5年ごとの基準年次推計を改善することが重要である。現状では、基準年次推計と産業連関表(基本表)との整合性が十分に確保されておらず、重要な一次統計として期待されている経済構造統計との連携の在り方についても更なる検討が必要である。その上で、年次推計、さらには四半期推計について、推計方法の改善に加え、これまで十分に成果を上げてきたとは言い難い一次統計との連携を強める必要がある。 | 年次推計においては、支出面、生産面及び所得面の三面が整合的になるように推計することによって、 精度向上を図る。また、支出面からの推計を支えるコモディティ・フロー法(以下「コモ法」という。)について も、その基礎統計に係る課題も含め推計方法の構造に係る見直しを行う。 | ○ また、内閣府は、施策の推進に当たっては、引き続き、オープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計(一 |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 昨年度の 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施済・ 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共連的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|--|---|---------------------------------------|--------------------------|----------------------|--|---------------------------------------|---------------------|--|
| | 第2 性及び国際比較可能性及び国際比較可能性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項にといる事項として、 関する事態にとして、 が連携強化 ア推計枠組みに関する話課題 | の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や 他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に | 業連関表 (基本表) 作成府省 | 平成21年度から検討する。 | | 平成21年度以降、内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の推計に活用する経済センサス-活動調査における工業統計調査相当部分について意見交換を行ってきた。平成24年12月には、別途検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス-活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。【内閣府及び経済産業省】 平成24年経済センサス-活動調査については、平成21年11月に要望書 | 実施済継続実施 | _ | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。 【委員意見】 ● 国民経済計算統計作成における一次統計との連携は十分に進んでいない。このため、一次統計との連携についても行程表を作成する必要がある。また国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を強化するため、経済活動別財貨・サービス投入表、経済活動別財貨・サービス産出表、コモディティ・フロー・データ等の基礎データについて、推 |
| | | ↑ ロウ次+対話の時間第四/四石以際(F33/E*)」。) 1.7 3.4 2 | ————————————————————————————————————— | 同中如此礼 | eder title vide p. L | を提出し、22年7月に調査実施者から検討結果を聴取済み。【産業連関表作成府省庁】 | (平成23 年産業連 関表に関 しては、実 施済) | | 計方法の詳細に関する情報を部局間で共有する必要がある。また共同での基礎データ作成についても検討することが望ましい。 ● 代替推計手法による確報推計値の精度検証を行う。精度確保のための3面推計の導入のタイミングについて確認する。 |
| 3 (p8) | | ○ 固定資本減耗の時価評価「現在は簿価評価」について、改定 される純資本ストックと整合性を保らながら、少なくとも大分類、 製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表) においても、その推計値に基づき導入を行う。 | 業連関表 (基本表) 作成府省 庁 | | 妥当。 | ○ 国民経済計算における固定資本減耗の時備評価等については、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議、同委員会からの答申(平成23年5月)を経て、平成17年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に導入した。【内閣府】 ○ 平成23年中の検討において、平成23年産業連関表から導入する方針を取りまとめ済み。【産業連関表作成府省庁】 | 実施済 | _ | 【委員意見】 ● 遡及は十分か確認する。 |
| | | | | す。 | | | | | |
| 4 (p8) | | ○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。 | | | 実施済は 妥当。 | ○ FISIMについては、平成17年基準改定時(平成23年12月~24年1月) に本系列へ移行した。移行に当たってはFISIMの影響について解説し た資料も併せて公表した。四半期系列については、FISIM導入による影響を分離した系列(FISIM除くGDP等)も併せて公表することとした。 | | | 【委員意見】 ● 統計の連続性を確保するため、FISIMについてもできるだけ 過去に遡及した推計を行い、これを公開する必要がある。 |
| 5,6 (p10) | | ○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外 国と比較可能な計数の開発を行う。 | | 平成17年基準 改定時に実施 する。 | 実施済は 妥当。 | ○ 自社開発ソフトウェアを固定資本として計上する推計方法については、 平成17年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に導入した。 | | | 【委員意見】 ● 産業連関表への導入の可否について確認する。 |
| | | ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。 | | | | ○ また、同様に、育成資産の仕掛品在庫の推計方法についても、平成17 年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に変更した。 | | | |

| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 昨年度の 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施済・ 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|-------------|--|--|-------------------------------------|--|-----------------------|---|---------------------|---|--|
| 7 (p10) | 第2 2 統計相互の整合 性及び国際比較可 能性の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計算の | ○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力 を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを 見直すとともに、統一化を図る。 | 内閣府、産 業連関表 (基本表) 作成府省 庁 | 国民経済計算 は平成17年基 準改定時、産業 連関表(基本 表)は次回作成 時に実施する。 | 実施済は 妥当。 | ○ 国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、平成 17年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に行った。【内閣府】 | | | |
| | 整備と一次統計等と の連携強化 ア推計枠組みに関 する諸課題 | | | | | ○ 93SNA及び9SSNAに準拠した我が国の国民経済計算の判断基準に 即して、格付けの見直しを実施した。【産業連関表作成府省庁】 | 実施済 | _ | |
| 8 (p10) | | ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表し配金資本マリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。 | 内閣府 | 平成17年基準 改定の次の基 準改定(以下 「次々回基準改 定」という。) 時 における導入を 目指す。 | | ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、府内に設けたPIを中心に検討した結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得た。 | ` 実施済 | _ | 【委員意見】分析上の有用性も踏まえ、実施済みは妥当。 |
| 9 (p10) | | ○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。 | 内閣府 | 次々回基準改 定を待たずと も、可能なもの から年次推計に おいて対応す る。 | 実施済は 妥当(一部 のみ)。 | ○ 93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委員会国民経済 計算部会において審議が実施され、一部の課題(公的部門分類、FISIM 等)については平成17年基準改定時(平成23年(25 内で1月)に対抗 した。その他の課題(研究開発(R&D)の資本化等)についても府内に設 けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場とし て、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 | び実施可 | 国民経済計算の次 回基準改定(平成 28年目途)に向けて 検討を進めていく。 | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 2008SNAへの対応 【委員意見】 ● 優先順位と工程表を確認する。 |
| 10 (p10) | イ基準年次推計に 関する諸課題 | ○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply - Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。 | | 平成21年度から 検討する。 | | ○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、 欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法 等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を 行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。【内閣 府】 | 実施可能 | 国民経済計算の次 回基準改定(平成 28年目途)に向けて 検討を進めていく。 | ○ マクロ統計の原因不明のギャップである、①SNAでの「統計上 の不突合」、②国際収支表での「誤差脱漏」、及び③産業連関表 での「分類不明」などを解消すべきではないか。SNAでは供給・使 用表(SUT)を調整の場として不突合を解消できないか。 【委員意見】 ● 代替推計手法による確報推計値の精度検証を行う。精度確 |
| | | | | | | ○ 統計委員会・第8回国民経済計算部会(平成22年6月11日)において、基本計画の記述について「供給表・使用表から機械的にX表を作成するという作成手順に関するものではなく、現実的な制約の中で、できる限り理想に近い表となるよう推計精度の向上に努める必要がある」との趣旨である旨の理解がなされたことを受け、その後、産業連関表の精度向上について、部門設定及び産業連関表作成多基礎資料を得るために行う統計調査の改善の観点から検討した。 平成24年度においては、これら検討を踏まえ、平成23年産業連関表における部門分類及び各部門の概念・定義・範囲を設定するとともに、各種統計調査を実施した。【産業連関表作成府省庁】 | | - | 保のための3面推計の導入のタイミングについて確認する。 ● 国民経済計算の基準年の供給・使用表を、産業連関表体系の一環として整備することの必要性、可能性について検討する。 |
| 11 (p10) | | ○ 間接稅及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計 における間接稅の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示 による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて 検討する。 | 業連関表 (基本表) 作成府省 | 国民経済計算は次々回基準改定に、産業連関表(基本表)は次回作成に間に合うよう検討する。 | | ○ 国民経済計算において基本価格表示を導入するに当たっては、国民経済計算の基礎統計である産業連関表において基本価格表示を導入することが極めて重要である定分や。 産業連関表の状況を踏まえつつ、 府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行った。 【内閣府】 | | _ | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 2015年産業連関表作成の際には消費税率の引き上げと複数 税率化が実施されているとすれば、基本価格による産業連関表と SNA推計が必要になり、それをどう進めていくかという議論が必要 ではないか。 【委員意見】 |
| | | | | | | 基本価格表示による産業連関表を作成するために必要となる間接税や補助金に関する詳細なデータを得ることができない状況であり、公表に確え得る精度の表の作成が極めて困難であることから、平成23年産業連関表での対応は見送る。 次回表(平成27年産業連関表を予定)において、データの整備状況等を踏まえ、改めて検討することとする。【以上産業連関表作成府省庁】 | | | 基本価格表示の国民経済計算および産業連関表を推計するために最小限、必要となる情報について検討し、その確保に努める。 産業連関表の次回表において確実に対応できるよう、データ整備を着実に進める必要がある。 |

| _ | | | | | 昨年度の | | 事能汶 | 1 | |
|-------------|--|---|---|----------------------------|--------------|--|---------------------|--|---|
| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 美施済・ 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
| 12 (p12) | 第2 2 統計相互の整合 性及び国際比較可 能性の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計算の 整備と一次統計等と の連携強化 イ基準年次推計に 関する諸課題 | ○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないまう、米国経済センサスと参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。 | 総済内業 (基本府) (基本) (基本) (基本) (基本) (基本) (本) (市) | 平成21年度から 検討する。 | | ○ 国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。【内閣府】 | 実施可能 | | 【委員意見】 ● 代替推計手法による確報推計値の精度検証を行う。精度確保のための3面推計の導入のタイミングについて確認する。 |
| | | | | | | ○ 平成23年度までに、 ① 生産額等が相当の規模を有する部門における生産物の種類及び投入構造等の確認、当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討 ② サービス部門を広く対象にして行う「サービス産業・非営利団体等投入調査」、企業の管理活動等に関する実態調査」及び産出構造の把握の検討に資することを目的として試行的に行う「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」(いずれの調査も総務省が実施)の実施計画についての検討を行った。平成24年度においては、これら検討を踏まえ、平成23年産業連関表における部門分類及び各部門の概念・定義・範囲を設定するとともに、各種統計調査を実施した。【産業連関表作成府省庁】 | 実施済 | - | |
| 13 (p12) | | ○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の 調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。 | 内閣府 | 次々回基準改 定までに導入す る。 | | ○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、 欧米諸国における推計方法や現行推計における課題。計数調整の方法 等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を 行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 | 実施可能 | 回基準改定(平成 28年目途)に向け | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ マクロ統計の原因不明のギャップである、①SNAでの「統計上の不突合」、②国際収支表での「融差脱漏」、及び③産業連関表での「分類不明」などを解消すべきではないか。SNAでは供給・使用表(SUT)を調整の場として不突合を解消できないか。 【委員意見】 ● 代替推計手法による確報推計値の精度検証を行う。精度確保のための3面推計の導入のタイミングについて確認する。 |
| 14 (p12) | | ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所 得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三 面からの推計による精度検証を行う。 | 内閣府 | 次々回基準改 定における導入 を目指す。 | | ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、府内に設けたPTを中心に検討した結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得た。 所得面からのGDP推計について、欧米諸国の事例等について調査を行うなど、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。所得面における営業余剰の推計等の課題についても検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 | (一部)及 | 所得面からのGDP 推計については、 国民経済計算の改 回基準改定(平成 28年目途)に向けて、結論を得るべく 検討を進めていく。 | 【委員意見】 ■ 制度部門別生産勘定と所得の発生勘定については妥当とする。代替推計手法による確報推計値の精度検証を行う。精度確保のための3面推計の導入のタイミングについて確認する。 |

| | | | I | | 昨年度の | | 実施済・ | 平成25年度中の見 | |
|-------------|---|--|-----------|--|-----------------------|--|---|---|---|
| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施予定 等の別 | 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
| 15 (p12) | 第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性及び国際比較可能性小句事項。 1 国民経済計算の整備性、 1 国民経済計算等との連携強化の連携強化の連携強能と関する諸課題 | ○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。 | 内閣府、経済産業省 | 次々回基準改定までに段階的検討を行う。 | 実妥の分)。 | ○ 平成22年度に実施した調査研究事業で平成12年基準の国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)を比較した結果示された検討課題について、平成17年基準の延長産業連関表において改善された国内生産額及び家計消費支出や国内総固定資本形成などの最終需要部門の推計方法などについて再整理を行った。【経済産業省】 上記調査研究事業における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保に関する検討結果も踏まえた平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表を平成25年3月に公表した。【内閣府】 | 実施の形成のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、 | 公表在基計車を ・ | ● 供給・使用表の導入に際しても、両者の整合性に配慮する。 |
| 16 (p14) | | ○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ペクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。 | 内閣府 | 次々回基準改定時までに実施する。 | のみ)。 | ○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 | (一部)及 び実施可能(一部) | 28年目途)に向けて、結論を得るべく 検討を進めていく。 | ● 代替推計法と供給・使用表の枠組みの確立を中心命題とし、「具体的な措置、方策等」に記載されている諸点に配慮する。 |
| 17 (p14) | | ○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品 分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要 はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ 法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を 推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみと なっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。 | 内閣府 | 平成17年基準 改定時から段階 改定時入し、 次々回基準改 定時までに実施 する。 | 実施済は 妥当(一部 のみ)。 | ○ 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張する上での課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。また、これらの検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 | (一部)及 び実施可 | 国民経済計算の次 回基準改定(平成 28年目途)に向け て、結論を得るべく 検討を進めていく。 | 【委員意見】 ● 代替推計法と供給・使用表の枠組みの確立を中心命題とし、「具体的な措置、方策等」に記載されている諸点に配慮する。 |

| | 1 _ | | Ι | | 昨年度の | | 実施済・ | 平成25年度中の見 | |
|-------------|--|---|------|---|----------------------------|--|---------------|-----------|---|
| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施予定 等の別 | 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
| 18 (p14) | 第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事経済計算の場合と一次統計計算を対象を連携強性に関する諸課題 | ○ 関係所省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備(個人企業の活動把提などに資する基礎統計の整備(企業統計を事業所単位に変換するコンパーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。 | 內閣府 | 平成17年基準改定までに結論を得る。 | 次年の審する。 | ○ 平成23年度までに、各課題について、国民経済計算における位置付けや既存の一次統計等の概要と課題について、関係省庁の協力を得て、整理を行った。平成24年度においては、整理した課題について、関係省庁ともに議論を行った。 長体的な課題は以下の通り。 ① より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備については、「主にサービス業などの業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすることが課題 ② 流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備については、基礎統計において品目分類の細分化がなされることがSN A推計上の課題(当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある。) ③ コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備については、「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の制合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題(しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況) ④ 個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備については、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備については、個人企業が活動把握などに資する基礎統計の整備については、個人企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方については、個人企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方については、アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別。途独自の変換手法を開発することが課題(基礎統計の課題より、むしろSNA推計手法の課題) ⑤ 労働生産性及び全要素生産性指標の整備については、個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題(しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難) | 実施済 | | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。 【委員意見】 ● 左記①~⑥を一次統計側の問題と推計側の問題に再整理した上で、課題を検討する。リースの区分についても、一次統計の改善を検討する。 |
| 19 (p14) | | ○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。 | 内閣府 | 平成21年度から 検討する。 | 次年度以 降の審議 対象とす る。 | ○ 前年度に引き続き日本銀行の協力を得て、「企業物価指数(2010年基準)」改定結果を踏まえ、品目ごとの物価指数との対応関係のチェック等を通じてデフレーター推計の精度向上を図るなど、価格指数と概念の整合性に関して検討し、四半期別GDP速報値(平成24年4-6月期1次)より、反映した。 また、長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニーベースの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。平成24年度においては、原則全ての系列について平成6年まで長期遡及を行うべく、検討・推計作業を進めているところ。なお、現在公表している経済活動別付加価値の計数表において、経済活動分類が平成16年と平成17年の間で断絶している点については、長期遡及の際に併せて、平成6年から平成16年の期間について、新分類に基づく推計を行う方針である。 | (一部)及 び実施予 | | ● 卸売の産出デフレーターの概念等について引き続き検討する。 遡及期間は十分か、確認する。 |
| 20 (p16) | エ 四半期推計に関する諸課題 | ○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因完明を図る。 | 内閣府 | 平成21年度に 実施する。 | 実施済は 妥当。 | ○ 平成21年度において、項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。これを確まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法の見直しを行った。 | | | 【委員意見】 ● 当面は実施済とすることが妥当である。 |
| 21 (p16) | | ○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四 半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。 | 内閣府 | 平成22年度末まで1年から2年 で1年から2年 程度かけて望ま しい手法につい て結論を得る。 | 降の審議 対象とす | ○ 平成21年度に季節調整について、月次単位で行うことや、項目を細分化するといった手法について検討を行った。 世界同時不況の影響による平成20年秋以降の変動に対して、平成22年 2月には財の輸出入、平成22年12月には国内家計最終消費支出や民間 在庫品増加の一部等について、各種グミーを設定した。 四半期分割方法については、平成22年度に家計最終消費支出及び民間企業設備の系列、平成23年度に出荷系列に対して比例デントン法を導入した。 | 実施済 | - | 【委員意見】 ● 当面は実施済とすることが妥当である。 |
| 22 (p16) | | ○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。 | 内閣府 | 平成21年度に検討する。 | 次年度以 降の審議 対象とす る。 | ○ 平成21年度において、民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、1次QEにおいては利用できない需要側基礎統計の「仮置き値」を供給側基礎統計のトレンド・サイクル成分の動きにより作成する方法に改善し、1次QEから2次QEへの改定幅の縮小を図った。また、金融業、保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。 | 実施済 | - | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。 【委員意見】 ● 当面は実施済とすることが妥当である。 |

| | | | ſ | | 昨年度の | | 実施済・ | 平成25年度中の見 | |
|-------------|---|--|------|---------------------|-----------------------------------|--|---|---|---|
| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
| 23 (p16) | 第2 2 統計相互の整合 性及び国際比較可能性の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計算の 整備と一次統計等と の連携強化 エ四半期推計に関 する諸課題 | ○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。 | 内閣府 | 平成21年度に 検討する。 | 次年度以 降の審議 対象とす る。 | ○ 平成21年度において、需要側推計値と供給側推計値を統合する際の ウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方 法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行っ た結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる 傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があること から、これらの結果を踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推 計方法について、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計に ついて、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。 | 実施済 | _ | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。 【委員意見】 ● 当面は実施済とすることが妥当である。 |
| 24 (p16) | | ○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期権計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と回民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。 | 内閣府 | 平成21年度から順次検討する。 | 次年度以降の審議 対象とす る。 | ○ 平成21年度以降、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、基礎統計(工業統計と経済産業省生産動態統計)それぞれに基づく推計値の比較を行った。具体的には出荷と産出の概念の違いによる推計方法への影響など基礎統計間の関係や基礎統計とSNA概念との対応を整理した。また、中間投入比率について法人企業統計を利用した推計方法を開発するなどの拡充を図るとともに業界統計等の活用についても府内に設けたPTを中心に検討した。 平成24年12月には、上記のように検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサスー活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。 | 実施済 | | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。 【委員意見】 ● 当面は実施済とすることが妥当である。 |
| 25 (p16) | | ○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。 | | | 次年度以 降の審議 対象とす る。 | ○ 平成21年度以降、経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行い、経済センサスに伴う維計方法の見直しの中で、両統計の適切な使用方法について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。平成24年12月には、上記のように検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサスー活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。【内閣府】 経済センサス実施に伴う国民経済計算の推計方法見直しのため、経済産業省生産動態統計調査について内閣府から要望のあった平成22年~23年の個票データの提供を行った。【経済産業省】 | 実施済 | - | 【委員意見】当面は実施済とすることが妥当である。 |
| 26 (p18) | | ① ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。 | 内閣府 | 平成21年度から 検討する。 | 次年度以降の審議 対象とする (②につい て)。 | ○ ①については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。所得面における営業余剰の推計等の課題についても、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 ○ ②の長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。平成24年度においては、原則全ての系列について平成6年まで長期遡及を行うべく、検討・推計作業を進めているとう。なお、現在公表している経済活動別付加価値の計数表において、経済活動分類が平成16年と平成17年の間で断絶している点については、長期遡及の際に併せて、平成6年から平成16年の期間について、新分類に基づく推計を行う方針である。 | (一部)及び実施済(一部)及び実施予 | 算の次回基準改定 (平成28年目途)に 向けて検討を進め ていく。②は、平成 25年夏頃を目途に 公表する予定。 | |
| 27 (p18) | | ○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計 消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な 調査世帯標本数を確保することを検討する。 | 総務省 | 平成25年度まで に結論を得る。 | | ○ 現状の調査世帯数や調査項目について内閣府(経済社会総合研究所)及び日本銀行から意見を聴取したところであり、調査項目の拡充及び調査世帯標本数の見直しについて、予算措置等を含め、所要の検討を行っているところ。 | | 結論を得る予定。 | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。 |
| 28 (p18) | | ○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。 | 財務省 | 平成25年度まで に結論を得る。 | | ○ 売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要がある。しかしながら、法人企業統計調査で現在使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、ビジネスレジスターに経済センサス活動調査(確報)情報の収録後以降に検討を開始する予定である。 | | の母集団情報の活 | 【委員意見】 ● 経済センサス基礎調査においても総売上高を把握することと なるので、これを活用する。 |

| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 昨年度の 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施済・ 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|-------------|---|---|-------------|---------------------|--|--|---------------------|---|--|
| 29 (p18) | 第2 2 統計相互の整合 性及び国際比較可 能性の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計算の 整備と一次統計等と の連携強化 エ四半期推計に関 する諸課題 | ○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。 | 財務省、総務省、内閣府 | 平成25年度まで に結論を得る。 | 芸施田難は妥当。 | ○ 関係府省間で統計の整備について検討を行ってきたところである。 中央政府における公共事業予算の執行状況に関しては、特定の経 費について各府省から執行状況の報告を受けているものの、これは、事 業の性格上、施行調整(促進又は抑制)になじみやすい経費を指定して その執行状況を把握するためのものであり、全ての公共事業予算を対象 とするものではない、また、月次や四半期等定期的に公表を行う趣旨のも のでもない。よって、当該目的以外での調査要請に対応することは困難 である。 また、地方政府における公共事業予算の執行状況に関しては、中央 政府における状況に加え、地方公共団体教が1,789と非常に多く、その 全ての地方公共団体から定期的に情報を集約し公表することは、容易に 実現しえるものではない。また、地方公共団体をが1,680年常に多く、その 全ての地方公共団体から定期的に情報を集約し公表することは、容易に 実現しえるものではない。また、地方公共団体における事務負担の観点 からも困難と考えられる。 上記のように、非常に整備の困難な当該統計を整備する必要性につ いて、具体的かつ広範なニーズについても見受けられないことからも、整 備困難との結論に至ったものである。 | 3900391 | | 【委員意見】 ● 現状では中央政府分についても、国民経済計算の推計に使用できない。「(5)財政統計の整備」No.43(p26)の一環として、発生主義での整備を進める必要がある。 |
| 30 (p18) | | ○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期 別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。 | 内閣府 | 平成25年度まで に結論を得る。 | | ○ 政府最終消費の中の雇用者報酬の推計において、行政記録情報の活用による把握等について関係省庁と検討を行ったところであるが、QE推計に用いることができる四半期別の人員・賃金単価に関する情報がないことが確認されたため実施は困難との結論を得た。 | 実施済 | _ | 【委員意見】 ● 当面は実施済とすることが妥当である。 |
| 31 (p18) | | ○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。 | 内閣府 | 平成22年以降、 順次検討する。 | | ○ 生産面からの四半期推計については、府内に設けたPTを中心として検 討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研 究会を立ち上げた。 四半期推計におけるサービス産業動向調査の活用に向けて、平成25年 1月の同調査の見直しを踏まえ、総務省と連携しつつ、検討を進めた。 | 実施可能 | 生産面からの四半 期推計についまののでは 国民経済にかいました。 国民経済にのいた。 国とは、 28年を途いに向いて、 の四半期推計におけるサービス店用については、 関本の見解していた。 のでは、関本の見解していた。 は、関本の見解して、 は、関本を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | |
| 32 (p20) | | ○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の財層の解情』②離職事申む「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。 | 省 | 平成25年度までに結論を得る。 | 次年の審議を 体の審議を が象と での での での での での での での での での での | ① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続 期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府 県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の 工夫として、調査対象者を都道府県に極力負担をかけずに改善が 図れる方策について、有識者の検討会において検討を行った。 ② 退職者比率の把握については、平成2年の毎月勤労統計調査の 改正において新たにパートタイム労働者について調査を行うことと した際に調査負担に配慮して廃止した経緯があり、現時点でもバートタイム労働者の把握は退職者の把握より重要であると考えるため、 毎月勤労統計調査において、退職者の把握は予定していない。な お、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進 めた結果、雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握す ることとし、平成23年度調査から実施している。 ③ 退職金は、退職時の事業所から支払われるものとは限らず、支払 事業所に対して調査することは困難であるため、退職金についての 調査は予定していない。 | 定。②実施済済 | ①当該検討会の報告書の内容を踏ま 告書の内容を踏ま 大。平成25日 に結論を得る予定。 | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。 【委員意見】 ● ①は確認する必要がある。 |
| 33 (p20) | | ○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、 雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討 する。 | 内閣府 | 平成25年度まで に結論を得る。 | | ○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法 等の研究を行うともに、我が国における行政記録情報の活用等基礎資 料の利用可能性について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。 また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 | 実施予定 | 平成25年度までに 結論を得るべく検討 を進めていく。 | 【委員意見】 ● 四半期別国民所得統計の整備の観点からも確認の必要がある。 |

| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 昨年度の 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施済・ 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|---|---|------|-------------------|-------------------------------|---|---------------------|---------------------|--|
| 124 (p46) | 第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等 の活用 イ 各府省の取組 | ○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。 | 内閣府 | | 次年度 降の 審議 対象とす る。 | ○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、25年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。 | 実施済 | _ | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ SNAの遡及推計は、拡大する体系と複雑化する計算過程の下で、遡及改定(早期遡及、長期遡及)を速やかに行えるようシステムの抜本的改善が必要ではないか。 【委員意見】 ● 推計さスの再発防止のためにも、推計システム(推計のプログラム化だけでなく、推計体制全般)の再構築を行う必要がある。また担当部局内、及び府省間での情報共有のため、推計方法の詳細についてマニュアル化を進める必要がある。 ● リソース充実は継続する。 |
| 167 (p70) | 5 その他 (2) 研究開発の推進 (情報通信技術の利 活用等)と学会等と の連携強化 | ○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。 | | 平成21年度から 実施する。 | | ○ 内閣府経済社会総合研究所や東京工業大学などによるワークションプ 「統計加工、集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中 心に」の開催(平成22年4月開催)等、これまでに得られた知見等を元に、 引き続き推計業務の効率向上に向けた研究開発等を進めている。 | 継続実施 | _ | |

【別表(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 昨年度の 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施済・ 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|-------------|--|---|------|-------------------|----------------------|--|---------------------|---------------------|--|
| 93 (p36) | 第2 3 社会的・政策的 なニーズの変化に 応じた統計の整備 に関する事項 (7) グローバル化の 進展に対応した統 計の整備 | ○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。 | | 平成21年度から 検討する。 | | ○ 2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供した。 | | | 【委員意見】 ■ 2008SNAの一部であり、対応のため、至急実現する必要がある。 |

| _ | | | | | | -/ | | | | |
|-----|-----------------|--------------|-----------------|------|----------------------|--------------|-----------------------------------|--------------|---|--|
| No | | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 昨年度の 統計委員 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施済· 実施予定 | 平成25年度中の見 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
| | | | | | | 会の評価 | | 等の別 | | |
| 194 | | | | | | | ○ 延長表の基幹統計化に向けた「延長表の精度向上」については、前年 | | ○ 延長表単独の | 【委員意見】 |
| 194 | 别:) 3: 化 | 紙 将来の基幹統計 | 【産業連関表(延長表)(加)】 | | 実施時期 平成24年度までに結論を得る。 | 統計委員会の評価 | | 等の別 実施可能 | 込み、課題等 ○ 延長表単独の 精度向上や基幹 | 審成に目につく、共通的な税点等を創業して確認・留息りへと点等 【委員意見】 ● 統計の重要性に鑑み、基幹統計化を積極的に検討すべきである。その際、内閣府のSNA担当部局との連携も重要である。 |
| | | | | | | | | | ○ 国民経済計算 の年次産業連関 表との整合性の 確保に向けて産 業構造の変化を 取り込み、バラン 確確における 確定部とど、ける 確定部とど、ける 値上に向せ、 計方法の でうっ | |

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

- 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備

| [本文] | |
|---|---|
| ア 現状・課題等 | イ 取組の方向性 |
| 膨大な政府債務残高を抱える中で、政府部門の規模や活動状況を的確に映し出す財政統計の整備は重要な課題である。財政分野の統計の多くは年度データであるため、四半期別GDP(国内総生産)連報等の四半期あるいは月次単位のデータに対するニーズに十分には応えられていないほか、公表時期の早期化が期待されている。また、IMF(国際通貨基金)やOECD等の国際機関からは、国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備が要請されているが、我が国ではまだ十分に対応できていない。 | 四半期や月次の財政統計の整備に当たっては、公共事業予算の執行状況や公務員の雇用者報酬の把握が必要であり、国民経済計算の四半期推計に関する課題と併せて検討する。また、国際的な比較が可能な政府財政統計に関しては、主要項目についての推計及び公表に取り組む。 |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 昨年度の 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施済・ 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|-------------|---|--|------|-----------------------------|----------------------|---|---------------------|---|---|
| 43 (p26) | 第2 2 統計相互の整 合性及び国際比 較可能性の確 保・向上に関する 事項 | ○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。 | | 平成17年基準 改定時を目途に 実施する。 | 実施済は妥当。 | ○ 政府財政統計について、平成17年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に主要項目の推計及び公表を行った。 | | | 【委員意見】 ● 可能な限り発生主義により記録し、早期の公表に努める。財務省、総務省、地方自治体に関わる課題である。 |
| 44 (p26) | (5) 財政統計の 整備 | 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、 関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び 公表することについて結論を得る。 | | 平成25年度まで を目途に実施す る。 | | ○ 現在の我が国の国民経済計算において資本ストック、金融勘定で未推 計となっている項目について、格付の整理や恒久棚卸法による対応可能 性の検討を引き続き実施した。 | | 平成25年度末まで に、現行の我が国 の国民経済計算の 拡張として対応対応の 拡張として対応が整理 、次回基準改定(平 放28年目途)での対 論を得る予定。 | |
| 45 (p26) | | ○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類に分類に分類に力力をである。 地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。 | | 平成17年基準 改定時を目途に 実施する。 | 実施済は 妥当。 | ○ 政府支出推計については、平成17年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に、COFOGの分類により公表を行った。 | | | 【委員意見】 ● 実施済だが、どの程度まで発生主義によっているか確認の必要がある。 |

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
- (6) ストック統計の整備

【本文】 ア 現状・課題等 国民貸借対照表、民間企業資本ストック等のストック統計については、昭和45年を最後に国富調査を実施 していない中で、現行の推計方法の改善が指摘されてきた。そうした中、近年、OECDは資本測定に関する 標準的な手法を大幅に改定してきているが、我が国ではその対応も不十分であることからストック統計の国際比較も困難との指摘もある。このため、推計方法について抜本的な再構築を行うとともに、所要の基礎統計の整備を行う必要がある。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 昨年度の 統計委員 会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況 | 実施済・ 実施予定 等の別 | 平成25年度中の見 込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|-------------|--|---|------|----------------------------|----------------------|--|---------------------|---|--|
| 46 (p26) | 第2 2 統計相互の整 合性及び国際比 較可能性の確 保・向上に関する 事項 (6) ストック統計の | ○ 恒久棚削法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資) 量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、 行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を 持つ、統一された方法論に基づく時系列(固定資本ストックマト リックス)及びそのための股備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトックス」のといるのである。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。 | | 平成17年基準 改定時の導入を 目指す。 | | ○ 恒久棚前法等によるストック推計については、平成17年基準改定時(平成23年12月~24年1月)に導入し、公表した。併せて、固定資本マトリックス、固定資本ストックマトリックスの開発を行い、この結果についても公表した。また、固定資本減耗についてもストック推計の見直しと整合的な時価評価によるものに改めた。 | | | |
| 47 (p26) | 整備 | ○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。 | | 次々回基準改定時に導入する。 | | ○ 2008SNAに対応した資本サービス投入量については、次回基準改定 (平成28年目途)に向け、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 | | 回基準改定(平成 28年目途)に向け て、結論を得るべく 検討を進めていく。 | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 2008SNAへの対応 【委員意見】 ● 2008SNA対応の一部であり、経済活動別の資本サービス投入 量推計の実施や労働投入量推計の改善によって、SNAと整合的な 経済活動別全要素生産性上昇の計測を検討することが望ましい。 |
| 48 (p26) | | ○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。 | 省 | 実施する。 | 実施済は 妥当。 | ○ 平成21年度に取りまとめた建築物ストック統計検討会報告書に基づき、 平成22年7月に、建築物ストック統計の武算値(平成22年1月1日現在)を 算出し公表。引き続き、平成23年10月に推計値(平成23年1月1日現在) の公表を行ったところであり、更に平成24年1月1日現在の推計値の算出 とその公表に向けて、作業を進めている。 | | | 【委員意見】 ● 法人土地・建物調査の変更で改善? |
| 49 (p26) | | うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については 整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精 度検証を行う。 | | 次々回基準改 定時に実施す る。 | | ○ 恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成22年度より公表された建築物ストック統計の推計結果について、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。 | 実施可能 | 国民経済計算の次 回基準改定(平成 28年目途)に向け て、結論を得るべく 検討を進めていく。 | |
| 50 (p26) | | ○ 固定資本マドリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。 | | | 実施済は 妥当。 | ○ 設備投資の構造については、民間企業投資・除却調査を活用した詳細 把握を行い、平成17年基準改定(平成23年12月~24年1月)における推 計に反映し公表した。 | | | |
| 51 (p26) | | ○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産 別経齢プロファイル(経齢的な効率性及び価格変化の分布)を 推計するため、民間企業投資、除却調査(5)を決却調査)の調査 結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め 調査研究を実施する。 | | 平成17年基準 改定時に実施 する。 | 実施済は 妥当。 | ○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づいた資産別経齢プロファイルの推計については、調査研究(平成21年4月~23年12月)を行い、平成17年基準改定(平成23年12月~24年1月)における推計に反映し公表した。 | | | |
| 52 (p26) | | ○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。 | | 次々回基準改定時までに結論を得る。 | | ○ 既取得資産の設備投資調査の必要性や社会的ニーズの評価及び国富調査の実施可能性については、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。 | 実施可能 | 回基準改定(平成 28年目途)に向け て、結論を得るべく | 【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 我が国の国富統計は1970年を最後に作成されておらず、その 後のストック統計の精度を確かめられない。国富統計の作成は困 難ではあるが、基本計画に記述すべきかどうかも含めて、整理して おくことが重要ではないか。 |
| 53 (p26) | | ○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。 | | 次々回基準改定時までに結論を得る。 | | ○ 企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法については、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行った。 | 実施可能 | 国民経済計算の次 回基準改定(平成 28年目途)に向け て、結論を得るべく 検討を進めていく。 | 【委員意見】 ● ビジネス・レジスターの課題でもある? |

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容